平成２２年（フ）第３７３号
兵庫県明石市二見町東二見1279番地　ライオンズマンション明石東二見109号
債務者　水口　由紀
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３７４号
神戸市西区宮下３丁目19番15―201号
債務者　石川　　聡
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
松江市法吉町238番地　県営住宅第２淞北台団地313号室
債務者　中野　昭人
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４６号
高知市北竹島町269番地12　前田ハイツ１階東
債務者　那須めぐみ
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４７号
高知市桟橋通１丁目３番７号　クラシエ11―507号、申立時の住所高知市六泉寺町22番地市住70号
債務者　丁野　伸也
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８９号
福島県いわき市常磐下湯長谷町３丁目65番地県営住宅５―７
債務者　片寄沙矢香
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２１２号
福島県いわき市洋向台４丁目２番地の６
債務者　須藤　春江
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２７８号
富山市願海寺475番地35　つかさハイツ願海寺206号、前住所富山県射水市七美1265番地１
債務者　髙倉　修一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０２０号
北九州市小倉南区上葛原１丁目９番３―301号
債務者　社　藤自美
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５５号
青森県弘前市大字三岳町13番地25　メゾンアンビシャス３号
債務者　伊藤　伸哉
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２６９号
神奈川県逗子市久木２丁目５番４号　村松ハイツＡ―101
債務者　雫内　淳子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２７２号
神奈川県横須賀市小矢部４丁目17番６号
債務者　森本　文代（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２７９号
神奈川県横須賀市ハイランド３丁目38番11号
債務者　扇田　早苗
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２６０８号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘21棟305号
債務者　伊藤みゆき
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２０号
福島県双葉郡浪江町大字権現堂字東住寺21番地１　双葉ハイツ中―207号
債務者　木幡　玲子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２１２８号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2204番地　萩園ハイツ２―101
債務者　酒井　一史
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４５９号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目67番地５　フラワーハイツ103号
債務者　高橋　孝夫
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部